

第62期



定時株主総会 招集ご通知

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.belc.jp/company>) においてお知らせいたします。

▶日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

▶場所

埼玉県坂戸市関間2丁目6-32
坂戸グランドホテルWIN 2階 鳳凰
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

▶目次

第62期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	20
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

株式会社 **ベルク**

証券コード：9974

招集ご通知

証券コード 9974
2021年5月11日

株 主 各 位

埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
株式会社 ベルク
代表取締役社長 原島 一誠

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年5月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスによる感染症への対応に伴う議決権行使について】

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

4頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力ください。

敬 具

記

日時 2021年5月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場所 坂戸グランドホテルWIN 2階 鳳凰（埼玉県坂戸市関間2丁目6-32）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項	1. 第62期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第62期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主様ご本人が会場にお越し願えない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、下記ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の下記ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.belc.jp/company>)

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



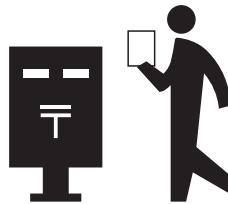
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2021年5月27日(木)
午前10時

詳細は末尾のご案内をご覧ください

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年5月26日(水)
午後6時到着分まで

インターネット



指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2021年5月26日(水)
午後6時行使分まで

詳細は次頁をご覧ください

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※ から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年5月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、下記2. (2) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(2) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使ウェブサイト（ <https://evote.tr.mufg.jp/> ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

（機関投資家の皆様へ）

株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金46円 総額959,865,762円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金86円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

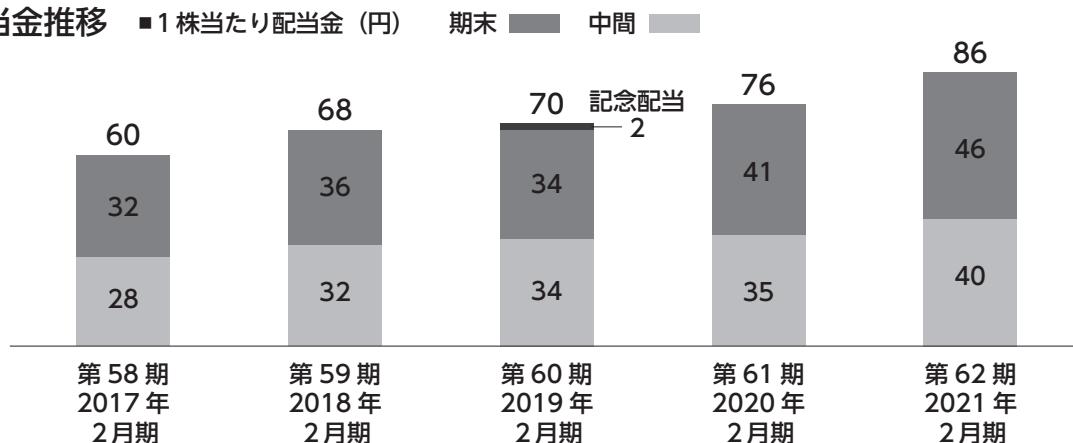
(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

配当金推移 ■ 1株当たり配当金(円)



第2号議案 取締役10名選任の件

現任取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレートガバナンスの強化に備え1名減員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の選任方針と手続

取締役候補者の選任については、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任いたします。また、取締役会は、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた人材で構成し、迅速な意思決定を推進する規模として適切な体制といたします。

取締役候補者の選任手続は、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定するとともに、選任理由を開示いたします。

候補者 番号		氏 名	現在の地位及び担当
1	再任 男性	はら しま 原 島	たもつ 保 取締役会長
2	再任 男性	はら しま 原 島	いっ せい 一 誠 代表取締役社長
3	再任 男性	うえ だ 上 田	ひで お 英 雄 専務取締役コンプライアンス室長兼業務サポート部 管掌兼法務担当
4	再任 男性	はら しま 原 島	よう いちろう 陽一郎 専務取締役ロジスティクス統括部長兼グローバル商 品開発MD
5	再任 男性	なか むら 中 村	みつ ひろ 光 宏 常務取締役販売運営部長兼チェッカー部長
6	再任 男性	おお すぎ 大 杉	よし ひろ 佳 弘 常務取締役人事教育部長
7	再任 男性	うえ だ 上 田	かん じ 寛 治 取締役開発統括部長
8	再任 男性	はら だ 原 田	ひろ ゆき 裕 幸 取締役システム改革部長
9	再任 女性 社外 独立役員	ふる かわ 古 川	とも こ 知 子 社外取締役
10	再任 男性 社外 独立役員	ひさ き 久 木	くに ひこ 邦 彦 社外取締役

候補者番号 はら しま
1 原 島

たもつ
保

再任

男性

生年月日	1957年 7 月 3 日生	所有する当社株式の数	499,020株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1984年 4 月 当社入社 1995年 2 月 当社販売部長 1995年 5 月 当社取締役販売部長 1997年 5 月 当社常務取締役販売部長 2001年 3 月 当社常務取締役商品本部長 2002年 5 月 当社専務取締役商品本部長 2006年 5 月 当社専務取締役管理本部長 2014年 5 月 当社取締役副会長 2015年 4 月 当社取締役会長（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>原島保氏は、当社取締役会長を務め、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。広範かつ高度な視野から経営全般の管理・監督者として期待できるため、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号 はら しま
2 原 島

いっ せい
一 誠

再任

男性

生年月日	1978年 5 月 22日生	所有する当社株式の数	380,710株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>2005年 3 月 当社入社 2012年 2 月 当社菓子部長 2013年 5 月 当社管理本部長付部長 2013年 5 月 当社取締役管理本部長付部長 2013年 12月 当社取締役営業本部長付部長 2014年 5 月 当社専務取締役営業本部長 2015年 4 月 当社代表取締役専務営業本部長 2020年 5 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ホームデリカ代表取締役社長 株式会社ジョイテック代表取締役社長</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>原島一誠氏は、当社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な見識と実績を有しております。同氏は企業経営において適切な判断力、決断力を発揮しており、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号 うえ だ ひで お
3 上 田 英 雄

再任

男性

生年月日	1964年 1 月24日生	所有する当社株式の数	10,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年 4 月 当社入社 2003年 2 月 当社情報システム部長 2004年 5 月 当社執行役員情報システム部長 2006年 1 月 当社執行役員営業企画部長 2006年 5 月 当社取締役営業企画部長 2009年 2 月 当社取締役経営企画部長 2014年 5 月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2015年 7 月 当社常務取締役管理本部長 2020年 5 月 当社専務取締役コンプライアンス室長兼業務サポート部管掌兼法務担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	上田英雄氏は、経営企画部門の他、営業企画、情報システム部門の責任者を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 4 はら しま よういちろう
 原 島 陽一郎

再任

男性

生年月日	1966年 7 月30日生	所有する当社株式の数	10,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年 4 月 当社入社 2004年 1 月 当社ロジスティック部長 2004年 5 月 当社執行役員ロジスティック部長 2006年 5 月 当社取締役店舗運営部長 2007年 3 月 当社取締役販売運営部長 2009年 7 月 当社取締役生鮮統括兼食品管理室長 2012年 6 月 当社取締役商品部統括部長 2012年 8 月 当社取締役商品統括部長兼グロサリー統括部長 2013年 3 月 当社取締役グロサリー統括部長 2014年 5 月 当社取締役グロサリー統括部長兼ベーカリー部長 2014年11月 当社取締役グロサリー統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカリー部長 2017年 5 月 当社常務取締役グロサリー統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカリー部長 2020年 5 月 当社専務取締役グロサリー統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカリー部長 2021年 3 月 当社専務取締役ロジスティクス統括部長兼グロサリー商品開発MD(現任)		
取締役候補者の選任理由	原島陽一郎氏は、営業部門全般の責任者を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としたしました。		

候補者番号 なか むら みつ ひろ
5 中 村 光 宏

再任

男性

生年月日	1969年 7 月10日生	所有する当社株式の数	2,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年 4 月 当社入社 2013年12月 当社チェッカー部長 2014年 4 月 当社販売運営部長兼チェッカー部長 2014年 5 月 当社執行役員販売運営部長兼チェッカー部長 2015年 5 月 当社取締役販売運営部長兼チェッカー部長 2020年 5 月 当社常務取締役販売運営部長兼チェッカー部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	中村光宏氏は、販売運営部門の責任者として、豊富な見識と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 おお すぎ よし ひろ
6 大 杉 佳 弘

再任

男性

生年月日	1975年 3 月16日生	所有する当社株式の数	3,600株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社人事教育部長 2014年 5 月 当社執行役員人事教育部長 2015年 5 月 当社取締役人事教育部長 2020年 5 月 当社常務取締役人事教育部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	大杉佳弘氏は、人事教育部門の責任者として、豊富な見識と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 7 うえ だ かん じ
上 田 寛 治

再任

男性

生年月日	1965年 3 月 5 日生	所有する当社株式の数	1,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2002年 5 月 当社入社 2005年 5 月 当社第一店舗開発部長 2007年 9 月 当社店舗開発部長 2016年 4 月 当社執行役員開発本部長兼店舗開発部長 2016年 5 月 当社取締役開発本部長兼店舗開発部長 2016年 9 月 当社取締役開発本部長 2020年 4 月 当社取締役開発本部長兼店舗開発部長 2020年 5 月 当社取締役開発統括部長兼店舗開発部長 2020年 10月 当社取締役開発統括部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	上田寛治氏は、店舗開発部門の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 8 はら だ ひろ ゆき
原 田 裕 幸

再任

男性

生年月日	1975年 9 月 6 日生	所有する当社株式の数	5,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年 4 月 当社入社 2012年 3 月 当社一般食品部長 2017年 3 月 当社青果部長 2017年 5 月 当社執行役員青果部長 2020年 5 月 当社取締役システム改革部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	原田裕幸氏は、商品部門、作業改善部門の責任者を歴任し、豊富な見識と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 9 古川知子

再任

社外取締役候補者

独立役員

女性

生年月日	1951年 2 月25日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1973年 4 月 和光堂株式会社入社 2000年 4 月 女子栄養大学社会通信教育指導員 2001年 1 月 同生涯学習講師（現任） 2016年 5 月 当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	古川知子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり大学の栄養学部講師を務められた経験を持ち、食に対する豊富な知識を有しているため、社外取締役候補者といたしました。同氏より、食に対する豊富な知識を通して、当社取締役会において、的確な提言・助言をいただいております。引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。		
独立性について	当社は古川知子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。		
責任限定契約について	当社と古川知子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

候補者番号

10

ひさ

久

き

木

くに

邦

ひこ

彦

再任

社外取締役候補者

独立役員

男性

生年月日	1954年 8 月22日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1977年 4 月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2000年 2 月 同社H & B C 商品本部長 2002年 5 月 同社取締役 2003年 5 月 同社執行役 2004年 5 月 同社常務執行役 2006年 5 月 同社専務執行役商品担当兼任居余暇商品本部長 2008年 8 月 同社執行役グループ商品最高責任者 2009年 3 月 イオントップバリュ株式会社代表取締役社長 2010年 5 月 イオン商品調達株式会社代表取締役社長 2013年 5 月 イオンリテール株式会社取締役専務執行役員商品担当 2014年 5 月 同社取締役執行役員副社長営業・商品統括兼商品担当 2015年 5 月 同社取締役執行役員副社長商品担当 2017年 3 月 同社取締役執行役員副社長特命担当 2017年 3 月 イオンスーパーセンター株式会社取締役（現任） 2019年 3 月 イオンリテール株式会社取締役執行役員副社長特命担当兼キッズパブリック事業担当 2019年 5 月 株式会社サンデー取締役（現任） 2020年 3 月 イオン株式会社顧問（現任） 2020年 5 月 株式会社メディカルー光グループ監査役（現任） 2020年 5 月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） イオン株式会社顧問 イオンスーパーセンター株式会社取締役 株式会社サンデー取締役 株式会社メディカルー光グループ監査役</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	久木邦彦氏は、現在イオン株式会社顧問として、豊富な実績と見識を有しているため、社外取締役候補者といいたしました。同氏の実績や経験が、当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。		
独立性について	当社は久木邦彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。		
責任限定契約について	当社と久木邦彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係については、次のとおりであります。
- (1)久木邦彦氏は、当社の大株主かつ業務提携先であるイオン株式会社の顧問を兼任しております。
 - (2)その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古川知子氏、久木邦彦氏は社外取締役候補者であります。
 3. 古川知子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 4. 久木邦彦氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 5. 当社は保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月に更新をする予定であります。当社及び全ての子会社の役員、執行役員、重要な使用人、社外派遣役員、退任役員を当該保険契約の被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害については、当該保険契約により補填することとしております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合は、各氏は引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社負担としております。
 6. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠の監査役候補者の選任方針と手続

補欠の監査役候補者の選任については、取締役の職務の執行の監査を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任いたします。

補欠の監査役候補者の選任手続は、監査役会の同意を得た上で、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定するとともに、選任理由を開示いたします。

まち だ とも あき
町 田 知 啓

補欠の社外監査役候補者

男性

生年月日	1954年 1 月31日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1986年 4 月 弁護士登録、関井法律事務所にて勤務 1992年 3 月 萩原町田法律事務所開設、同所長 2005年10月 町田知啓法律事務所開設、同所長（現任） 2006年 4 月 埼玉弁護士会副会長 2007年 7 月 厚生労働省埼玉労働局公共調達監視委員会委員長（現任） 2018年 1 月 株式会社ファイブイズホーム社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ファイブイズホーム社外監査役		
補欠の社外監査役候補者の選任理由	町田知啓氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての経験に基づき、法律面を中心とした幅広い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し補欠の社外監査役候補者といたしました。		
独立性について	当社は町田知啓氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。		
責任限定契約について	当社は町田知啓氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 町田知啓氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月に更新をする予定であります。当社及び全ての子会社の役員、執行役員、重要な使用人、社外派遣役員、退任役員を当該保険契約の被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害については、当該保険契約により補填することとしております。町田知啓氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社負担としております。
 4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役を選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます渡辺修司氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、役位ごとの最終報酬月額に役位ごとの通算在任年数と当社の定める役位係数とを乗じた額を合算した金額にて退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額と贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであり、本議案は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って、上記のとおり退職慰労金を支給するものであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略歴
わた なべ しゅう じ 渡 辺 修 司	2010年5月 当社取締役（現任）

以 上

〈添付書類〉

事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されます。

しかしながら、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分な注意が必要であり、また、金融資本市場の変動影響等、先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、消費者の節約志向が依然として続く中、業種・業態を越えた競争の激化及び困難な状況が続く人材確保等、厳しい状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、スーパーマーケットとして地域社会の人々により充実した生活を提供すべく、「Better Quality & Lower Price」を掲げ、おいしく鮮度の良い商品の販売、価格訴求及びお客さまに支持され信頼される店舗づくりを推進いたしました。

主な取り組みにつきましては、以下のとおりであります。

販売政策におきましては、感染拡大の防止策を各種講じながら営業を継続し、商品供給に努め、地域のライフラインとしての役割を果たしてまいりました。また、段階的にポイントカード販促の再開、商品の価格強化を実施いたしました。

一方、移動スーパーの展開により、高齢者等に対する買物支援の取り組みを行いました。

商品政策におきましては、より良い産地からの商品調達、直輸入商品の開発を行うことにより、品質の良い商品をお求めやすい価格にてご提供いたしました。また、自社ブランド「くらしにベルク kurabelc (クラベルク)」の取扱いを拡大し、毎日の暮らしにうれしい商品をお求めやすい価格にて順次発売いたしました。

店舗運営におきましては、当社最大の特長である標準化された企業体制を基盤にLSP（作業割当システム）の定着化、適正な人員配置、省力器具の活用による効率的なチェーンオペレーションを推進いたしました。

店舗投資におきましては、2020年7月千葉県松戸市に「松戸河原塚店」、埼玉県和光市に「和光西大和店」、9月神奈川県秦野市に「フォルテ秦野店」、埼玉県羽生市に「フォルテ羽生店」、10月千葉県船橋市に「フォルテ船橋店」、11月千葉県佐倉市に「佐倉志津店」、2021年1月千葉県印西市に「フォルテ千葉ニュータウン店」を新規出店し、2021年2月末現在の店舗数は123店舗となりました。また、競争力の強化及び標準化の推進のため、既存店2店舗の改装を実施し、惣菜及び簡便商品の拡充、快適なお買物空間を提供するための設備の更新を行いました。

物流体制におきましては、自社物流の強みを活かし、商品を産地やメーカーから大量一括調達することにより配送効率を高め、商品の価格強化、品質の安定化を目指しました。また、店舗作業に合わせた配送体制の見直しを引き続き行い、店舗運営の効率化に取り組みました。

一方、2020年5月25日、連結子会社であります「株式会社ホームデリカ」第一工場（埼玉県大里郡寄居町）において、火災が発生いたしました。当連結会計年度においては、当該火災に伴う有形固定資産及び原材料の減失損失、復旧費用等を火災損失として686百万円、火災保険金を特別利益の受取保険金として567百万円計上し

ております。

なお、次期の閉店が決定した店舗について減損損失35百万円、また、業績動向を踏まえ、収益性の低い1店舗について減損損失330百万円を特別損失に計上しております。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、営業収益（売上高及び営業収入）が284,460百万円（前年比118.8%）、営業利益が11,932百万円（前年比114.0%）、経常利益が12,675百万円（前年比114.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益が8,828百万円（前年比121.0%）となりました。

商品別販売状況

（単位：百万円）

区 分	第62期 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)		
	売上高	構成比	前年比
生 鮮 食 品	118,134	42.0 %	119.7 %
加 工 食 品	149,033	52.9	119.5
雑 貨	10,506	3.7	114.1
グロサリーギフト	780	0.3	91.1
そ の 他	3,200	1.1	94.1
合 計	281,656	100.0	118.9

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は14,811百万円であります。その主なものは、7店舗の新規開設、既存店舗の改装及び次期以降の新規店舗の先行投資等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、公募増資、社債発行など特別な資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

次期における経営環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、緩やかな景気の回復基調が続くことが期待されます。しかしながら、感染症の今後の影響が見通せない状況にあり、先行き不透明な経済状況が続くと思われれます。

小売業界におきましては、消費者の節約志向が依然として続き、業種・業態間を越えた競争、困難な状況が続く人材確保等、引き続き厳しい状況が続くと思われれます。

このような状況の中で当社グループは、お客さまに支持され信頼されるお店となるべく、購買頻度の高い商品群の価格強化を一層推進するとともに、自社ブランド「くらしにベルク kurabelc (クラベルク)」や直輸入商品の取扱い等を拡大し、商品力強化及び売場の活性化を図ってまいります。

販売政策におきましては、ポイントカード販促及びチラシ価格の強化、各種キャンペーンの実施により、お客さまの来店動機を高め、こだわり商品の訴求、品切れの削減及び接客レベルの向上を引き続き行うことにより、固定客化を図ってまいります。

店舗運営におきましては、標準化の徹底及びL S P（作業割当システム）のさらなる改善により効率的なチェーンオペレーションを強化し、また、業務内容及び設備等の見直しを図り、販売管理費の削減を推進してまいります。また、従業員教育の充実を図り、商品力の強化及びサービスレベルの向上に取り組んでまいります。

店舗政策におきましては、当社グループの強みである標準化を維持しつつ、5店舗の新規出店と1店舗の閉店を計画し、2022年2月末時点での店舗数は127店舗となる予定であります。

物流体制におきましては、千葉県市川市に第3センターを稼働したことにより、さらなる配送の効率化、店舗への納品時間短縮を目指してまいります。

連結子会社におきましては、「株式会社ホームデリカ」は、2020年5月に火災により焼失した、第一工場の再建を目指し、「株式会社ジョイテック」は、備品、消耗品及び販売用資材等の供給や清掃業務等、当社グループのサービス業務の強化に取り組んでまいります。

これらの施策により、企業体質、財務体質の一層の強化と業績向上、また、地域社会への貢献に努力していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご声援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第59期 (2018年2月期)	第60期 (2019年2月期)	第61期 (2020年2月期)	第62期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	211,395	225,523	239,497	284,460
経 常 利 益 (百万円)	9,963	10,370	11,077	12,675
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,862	6,571	7,296	8,828
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	328.88	314.91	349.65	423.09
総 資 産 (百万円)	106,599	115,844	126,201	136,558
純 資 産 (百万円)	58,413	63,498	69,064	76,283

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第61期の期首から適用しており、第60期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

10. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、スーパーマーケット事業を主な事業の内容としております。

11. 主要な事業所

2021年2月28日現在

会社名		区分	事業所名・所在地
当社	株式会社 ベルク	本社	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
		第1センター	埼玉県大里郡寄居町大字用土5459番地
		第2センター	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣1082番地
		第3センター	千葉県市川市塩浜1丁目7-2
		リサイクルセンター	埼玉県大里郡寄居町大字用土5473番地1
		トレーニングセンター	埼玉県大里郡寄居町大字用土5454番地3
	営業店舗	埼玉県77店舗、千葉県18店舗、群馬県16店舗、東京都5店舗、神奈川県4店舗、栃木県2店舗、茨城県1店舗（合計123店舗）	
子会社	株式会社 ホームデリカ	本社	埼玉県大里郡寄居町大字用土5449番地1
		第二工場	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣1026番地
	株式会社 ジョイテック	本社	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番

12. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,206 名	168 名増	32.9 歳	8.9 年

(注) 従業員数は正社員数を記載しており、臨時従業員数は含まれておりません。なお、臨時従業員の第62期中平均人員は5,586名（ただし1日8時間換算による）であります。

13. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ホームデリカ	10百万円	100%	惣菜を中心とした加工食品の製造
株式会社ジョイテック	10百万円	100%	包装資材及び消耗品等の販売、清掃業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社武蔵野銀行	6,923
株式会社みずほ銀行	4,956
株式会社三菱UFJ銀行	3,696
株式会社三井住友銀行	2,188
株式会社埼玉りそな銀行	1,097

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 50,000,000株
2. 発行済株式の総数 20,866,647株 (自己株式1,153株を除く。)
3. 株主数 7,544名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
イ オ ン 株 式 会 社	株 3,131,000	% 15.00
株 式 会 社 I H	1,864,400	8.93
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,612,751	7.73
株 式 会 社 T H	1,401,400	6.72
有 限 会 社 ヘ イ セ イ カ ン パ ニ ー	1,083,000	5.19
株 式 会 社 し ま む ら	877,900	4.21
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	719,200	3.45
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	677,200	3.25
ベ ル ク 社 員 持 株 会	597,813	2.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	542,000	2.60

(注) 持株比率は、自己株式(1,153株)を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	原 島 保	
代 表 取 締 役 社 長	原 島 一 誠	株式会社ホームデリカ代表取締役社長 株式会社ジョイテック代表取締役社長
専 務 取 締 役	上 田 英 雄	コンプライアンス室長兼業務サポート部管掌兼法務担当
専 務 取 締 役	原 島 陽 一 郎	グローバル統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカーリー部長
常 務 取 締 役	中 村 光 宏	販売運営部長兼チェッカー部長
常 務 取 締 役	大 杉 佳 弘	人 事 教 育 部 長
取 締 役	渡 辺 修 司	財 務 経 理 部 長
取 締 役	上 田 寛 治	開 発 統 括 部 長
取 締 役	原 田 裕 幸	シ ス テ ム 改 革 部 長
取 締 役	古 川 知 子	
取 締 役	久 木 邦 彦	イオン株式会社顧問 イオンスーパーセンター株式会社取締役 株式会社サンデー取締役 株式会社メディカルー光グループ監査役
常 勤 監 査 役	杉 村 茂	
監 査 役	徳 永 眞 澄	弁 護 士
監 査 役	野 村 文 雄	公 認 会 計 士

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

- (1) 原田裕幸、久木邦彦の両氏は、2020年5月28日開催の第61期定時株主総会において、新たに取締役を選任され就任いたしました。
- (2) 野村文雄氏は、2020年5月28日開催の第61期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
- (3) 大島孝之、高野初雄、村井正平の各氏は、2020年5月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
- (4) 前嶋修身氏は、2020年5月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。

2. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

氏名	新職	旧職	異動年月日
原 島 陽 一 郎	専務取締役 ロジスティクス統括部長兼 グロサリー商品開発MD	専務取締役 グロサリー統括部長兼 ロジスティクス統括部長兼 ベーカリー部長	2021年3月16日
渡 辺 修 司	取締役	取締役財務経理部長	2021年4月16日

3. 取締役のうち、古川知子、久木邦彦の両氏は、社外取締役であります。
 4. 監査役杉村茂、徳永眞澄、野村文雄の各氏は、社外監査役であります。
 5. 取締役古川知子、久木邦彦、監査役杉村茂、徳永眞澄、野村文雄の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 6. 監査役野村文雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と古川知子氏、久木邦彦氏の各社外取締役、杉村茂氏、徳永眞澄氏、野村文雄氏の各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (1名)	242百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	13百万円 (13百万円)
合計	16名	255百万円

- (注) 1. 上記支給人員には、2020年5月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
 2. 上記支給額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額83百万円（取締役83百万円）が含まれております。
 3. 上記支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額23百万円（取締役23百万円）が含まれております。
 4. 上記支給額のほか、2020年5月28日開催の第61期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して69百万円支給しております。
 5. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額が含まれておりません。
 6. 上記支給人員には、無報酬の取締役は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容
取 締 役	久 木 邦 彦	イオン株式会社	顧問
		イオンスーパーセンター株式会社	取締役
		株式会社サンデー	取締役
		株式会社メディカルー光グループ	監査役

- (注) 1. イオン株式会社は、当社の株式15.00%を保有しており、当社とは業務・資本提携関係にあります。
 なお、当社は同社グループとの間に商品仕入等の取引関係があります。
 2. 当社と上記以外の他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	古 川 知 子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、食に対する幅広い知識に基づいた発言を行っております。
取 締 役	久 木 邦 彦	2020年5月の就任以後、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、流通業界における豊富な経験と幅広い経営情報に基づいた発言を行っております。
監 査 役	杉 村 茂	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席し、流通業界における豊富な実績と専門の見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。
監 査 役	徳 永 眞 澄	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監 査 役	野 村 文 雄	2020年5月の就任以後、当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会10回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

海南監査法人

2. 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 28百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は執行機関の見解を考慮の上、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っておりません。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、グループ全体の役員、従業員が守るべき行動規範として「ベルク行動基準」を定める。また、「商売六訓」を倫理規範とする。
 - b. 取締役は、すべての職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行わなければならない。
 - c. 取締役は、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行わなければならない。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に係る体制の整備、継続的監視活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社及び当社グループの将来生み出す収益に対して影響を与えられとされる事象発生の不確実性を予測し、認識したリスクに迅速かつ確に対応するためリスク管理規程を策定し、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
 - b. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、コンプライアンス委員会にて決め事の策定、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、決め事の作成・配布を行う。
 - c. 監査室にて、各店舗及び本社の各部署、グループ会社を定期的に監査することにより、また、本社に「お客さまサービス課」を設置し、お客様からの苦情を直接本社で受けることにより、リスクの所在を早期に発見し、経営トップに報告する体制をとる。
 - d. 会社経営に重要な影響を及ぼすと考えられるものだけでなく、各店舗で発生した苦情、トラブルについても経営トップに報告することとし、全社的な対応を実施することにより、リスクの回避に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
 - 月次業績は、IT活用により迅速に報告され、予算との対比で要因分析及び対策を検討し、実行計画については、社長を議長とした週1回のクロスミーティング及び月1回の合同会議で策定し、業務を効率よく実行する。
 - 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定を機動的に行うと共に、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 取締役の任期を1年とすると共に、執行役員制を導入することにより、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化する。
 - 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- コンプライアンス委員会を設置し、社員の具体的行動規範を定めた「ベルク行動基準」「コンプライアンスガイド」を作成し、また、「商売六訓」を倫理規範とし、全取締役、全従業員を対象に、リスク管理の重要性、法令及び企業倫理の遵守について周知徹底を図る。
 - 監査室は、一般業務における従業員の活動及び制度を公正な立場で評価、指摘し、コンプライアンスの指導にあたる。
 - 法令及びコンプライアンスに関わる諸問題については、顧問契約を結んだ複数の弁護士により随時アドバイスを受け入れられる体制をとる。
 - 内部通報制度である「従業員情報ダイヤル」を設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。
- ⑥ 当該株式会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの株式会社ホームデリカ及び株式会社ジョイテックは、当社の法令遵守・リスク管理の体制に適応し、業務の適正を確保する。
 - 当社のグループ会社に関する管理は「関係会社管理規程」に基づきグループ会社を管理する体制とし、グループ会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告をする体制をとる。
 - 当社の監査室が「内部監査規程」に基づき、定期的に業務監査を実施すると共に、当社本社の管理担当部門が横断的に指導し、業務の適正化を推進する。
 - それぞれの企業に監査役及び管理責任者を任命し、内部統制に関する責任と権限を与える。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役と協議して、遅滞なく監査役の下に使用人を配置することができるものとする。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。
また、独立性を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等については、監査役会の事前の承認を必要とする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議のメンバーとして参加し、取締役などから報告を受けるとともに、意見を述べることができる。
- b. 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は監査役に対し、次に定める事項を報告することとする。
- ア. 毎月の経営状況として重要な事項
イ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
エ. 重大な法令・定款違反
オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
カ. その他コンプライアンス上の重要な事項
キ. 重要会議議事録、稟議書の回付義務付け
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 通報者に、不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- b. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に報告をする。
- ⑪ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、必要な都度、代表取締役社長ならびに各業務執行取締役、監査法人と意見交換会を開催する。
- b. 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- c. 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受け入れる機会を保障する。
- d. 監査役は、監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

⑬ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っていくものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- a. 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
 - b. 取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか経営者を監視、監督する。
 - c. 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
 - d. 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者ならびに取締役会に提唱する。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体については、取引を含め一切関係を持たず、断固たる態度で不当な圧力には屈しないことを事業活動の基本とする。

- a. 当社及び当社グループは、反社会的勢力排除に向け、「金を出さない」、「利用しない」、「恐れない」を原則に、毅然とした態度で対応することとし、その徹底を図る。統括対応部署は、社内への指導、外部の専門機関との連携、情報の収集にあたりとともに、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時には、警察当局と緊密な連携のもと対応する。
- b. 当社は、埼玉企業暴力防止対策協議会の加盟企業の一員として、以下の宣言を行っている。
 - ア. 不法不当な要求行為に対しては、断固としてこれを拒否する。
 - イ. 株主権の行使に関しては、財産上の利益を供与しない。
 - ウ. 法と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。
- c. 「ベルク行動基準」に基本的考え方を明記しており、役員及び従業員に対して、社内文書や社内報による周知だけでなく、取締役会をはじめ各会議においても適宜注意の喚起を行っている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

社員の具体的行動規範を定めた「ベルク行動基準」「コンプライアンスガイド」を作成し、また、「商売六訓」を倫理規範とし、社内研修等を通して、全取締役、全従業員を対象にリスク管理の重要性、法令及び企業倫理の遵守について周知徹底を図りました。

また、内部通報制度である「従業員情報ダイヤル」及び「社外通報窓口」にて、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況について定期的に取締役会にて報告を行いました。

② 損失の危険の管理に関する取組み

環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理委員会を開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会にて決め事の策定、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、決め事の作成・配布を行いました。

また、本社に設置された「お客さまサービス課」にてお客様からの苦情を直接本社で受けることにより、リスクの所在を早期に発見し、経営トップへの報告を行いました。

③ 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行いました。

また、社長を議長とした週1回のクロスミーティング及び月1回の合同会議にて業務実行計画を策定し、業務を効率よく実行いたしました。

④ 監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を原則として月1回開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。

また、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で情報交換等の連携を図りました。

(注) 本事業報告の記載金額については表示単位未満の端数は切り捨て、比率の表示桁数未満は四捨五入して表示しております。また消費税等は税抜方式によっております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,255
現金及び預金	7,369
売掛金	4,282
商品及び製品	7,013
原材料及び貯蔵品	258
その他	4,331
固定資産	113,303
有形固定資産	98,376
建物及び構築物	58,997
機械装置及び運搬具	1,587
工具、器具及び備品	2,683
土地	33,083
リース資産	1,682
建設仮勘定	341
無形固定資産	1,443
借地権	641
ソフトウェア	606
その他	195
投資その他の資産	13,484
投資有価証券	71
繰延税金資産	2,371
差入保証金	8,152
その他	2,944
貸倒引当金	△56
資産合計	136,558

科目	金額
負債の部	
流動負債	34,748
買掛金	17,349
短期借入金	800
1年内返済予定の長期借入金	5,311
リース債務	906
未払法人税等	2,375
賞与引当金	1,065
役員賞与引当金	83
ポイント引当金	398
店舗閉鎖損失引当金	10
その他	6,447
固定負債	25,526
長期借入金	13,911
リース債務	1,074
役員退職慰労引当金	179
退職給付に係る負債	307
預り保証金	4,496
資産除去債務	5,048
その他	509
負債合計	60,274
純資産の部	
株主資本	76,562
資本金	3,912
資本剰余金	4,102
利益剰余金	68,549
自己株式	△3
その他の包括利益累計額	△278
その他有価証券評価差額金	△8
退職給付に係る調整累計額	△269
純資産合計	76,283
負債及び純資産合計	136,558

連結損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		[284,460]
売上高		281,656
売上原価		209,951
売上総利益		71,704
営業収入		2,804
営業原価		1,206
営業総利益		73,303
販売費及び一般管理費		61,370
営業利益		11,932
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	2	
受取事務手数料	564	
受取退店違約金	8	
債務勘定整理益	25	
その他	209	847
営業外費用		
支払利息	88	
その他	16	105
経常利益		12,675
特別利益		
固定資産売却益	0	
資産除去債務戻入益	14	
受取保険金	567	581
特別損失		
固定資産除却損	49	
減損損失	365	
火災損失	686	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	10	1,112
税金等調整前当期純利益		12,144
法人税、住民税及び事業税	3,744	
法人税等調整額	△428	3,315
当期純利益		8,828
親会社株主に帰属する当期純利益		8,828

連結株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年3月1日残高	3,912	4,102	61,411	△2	69,424
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,690		△1,690
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,828		8,828
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,138	△0	7,137
2021年2月28日残高	3,912	4,102	68,549	△3	76,562

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2020年3月1日残高	△14	△345	△359	69,064
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,690
親会社株主に帰属する 当期純利益				8,828
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	5	75	81	81
連結会計年度中の変動額合計	5	75	81	7,218
2021年2月28日残高	△8	△269	△278	76,283

計算書類

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,859
現金及び預金	5,900
売掛金	4,285
リース投資資産	109
商品	7,018
貯蔵品	243
前渡金	71
前払費用	637
未収入金	3,581
その他	12
固定資産	112,909
有形固定資産	98,198
建物	53,288
構築物	5,595
機械及び装置	1,406
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	2,770
土地	33,083
リース資産	1,741
建設仮勘定	305
無形固定資産	1,438
借地権	641
ソフトウェア	601
その他	195
投資その他の資産	13,272
投資有価証券	71
関係会社株式	20
出資金	0
長期貸付金	253
長期前払費用	2,249
前払年金費用	77
繰延税金資産	2,066
差入保証金	8,151
その他	439
貸倒引当金	△56
資産合計	134,769

科目	金額
負債の部	
流動負債	34,768
買掛金	17,557
短期借入金	800
1年内返済予定の長期借入金	5,311
リース債務	906
未払金	659
未払法人税等	2,246
未払消費税等	732
未払費用	3,941
前受金	671
預り金	323
賞与引当金	1,042
役員賞与引当金	83
ポイント引当金	398
店舗閉鎖損失引当金	10
資産除去債務	62
その他	21
固定負債	27,919
長期借入金	13,911
関係会社長期借入金	2,700
リース債務	1,074
役員退職慰労引当金	179
預り保証金	4,496
資産除去債務	5,048
その他	509
負債合計	62,688
純資産の部	
株主資本	72,090
資本金	3,912
資本剰余金	4,102
資本準備金	4,102
利益剰余金	64,077
利益準備金	111
その他利益剰余金	63,965
別途積立金	44,300
繰越利益剰余金	19,665
自己株式	△3
評価・換算差額等	△8
その他有価証券評価差額金	△8
純資産合計	72,081
負債及び純資産合計	134,769

損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]	[284,836]	
売上高	281,684	
売上原価	210,528	
売上総利益	71,155	
営業収入	3,152	
営業原価	1,134	
営業総利益	73,173	
販売費及び一般管理費	61,655	
営業利益	11,518	
営業外収益		
受取利息及び配当金	40	
受取事務手数料	625	
受取退店違約金	8	
債務勘定整理益	25	
その他	199	899
営業外費用		
支払利息	92	
その他	16	108
経常利益	12,309	
特別利益		
固定資産売却益	0	
資産除去債務戻入益	14	
受取保険金	567	581
特別損失		
固定資産除却損	42	
減損損失	367	
火災損失	459	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	10	880
税引前当期純利益	12,011	
法人税、住民税及び事業税	3,563	
法人税等調整額	△308	3,254
当期純利益	8,756	

株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
				別途積立金					
2020年3月1日残高	3,912	4,102	4,102	111	40,300	16,599	57,011	△2	65,024
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立					4,000	△4,000	—		—
剰余金の配当						△1,690	△1,690		△1,690
当期純利益						8,756	8,756		8,756
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	4,000	3,065	7,065	△0	7,065
2021年2月28日残高	3,912	4,102	4,102	111	44,300	19,665	64,077	△3	72,090

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年3月1日残高	△14	△14	65,010
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△1,690
当期純利益			8,756
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	5	5	5
事業年度中の変動額合計	5	5	7,070
2021年2月28日残高	△8	△8	72,081

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社 ベ ル ク
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 溝口 俊一 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 高島 雅之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルクの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベルク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社 ベ ル ク
取締役会 御 中

海 南 監 査 法 人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 島 雅 之 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルクの2020年3月1日から2021年2月28日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部監査については、事前に監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について月次監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、取締役から「取締役業務執行確認書」の提出を求め、調査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

株式会社 ベ ル ク 監査役会

常勤監査役 杉 村 茂 ㊟

監 査 役 徳 永 眞 澄 ㊟

監 査 役 野 村 文 雄 ㊟

(注) 常勤監査役杉村茂、監査役徳永眞澄、監査役野村文雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県坂戸市関間2丁目6-32
坂戸グランドホテルWIN
2階 鳳凰
電 話 049-281-4122 (代表)



東武東上線 若葉駅西口
(改札出て左) 下車

送迎バスで約5分

当日は、若葉駅より送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。
会場では駐車場の台数が限られていますので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。